

新	旧
<p>(配置技術者の工事現場への専任及び途中交代)</p> <p>第3条 主任技術者又は、監理技術者及び監理技術者補佐は、以下の各号に掲げる期間は、工事現場への専任を要しない。</p> <p>(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等の開始をいう。）するまでの期間。なお、現場施工に着手する日については、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内としなければならない。</p> <p>(2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等のため、工事を全面的に一時中止している期間</p> <p>(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーターその他の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間</p> <p>(4) 監督員との出来形確認に係る協議が終了してから工事検査日までの、工事現場が実質的に稼働していない期間で、受注者からの申出を発注者が承諾した場合。ただし、工事検査及び臨機の対応等を行う日を除く。</p> <p>(5) 工事完成後、検査が終了し（ただし、発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間</p> <p>2 配置した特例監理技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合は、途中交代を認めるものとする。なお、その他の場合において監理技術者等の途中交代を希望するときは、発注者と事前に協議すること。</p> <p>(1) 監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合</p> <p>(2) 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合</p> <p>(3) 工場から現地へ工事の現場が移行する場合</p> <p>(4) 工事工程上技術者の交代が合理的な場合</p> <p>3 配置している監理技術者等を途中で交代する場合は、発注者の同意を得なければならない。また、交代できる技術者は当初配置されていた監理技術者等と同等以上の技術力を有する技術者でなければならない。</p>	<p>(配置技術者の工事現場への専任)</p> <p>第3条 主任技術者又は監理技術者は、以下の各号に掲げる期間は、工事現場への専任を要しない。</p> <p>(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等の開始をいう。）するまでの期間。なお、現場施工に着手する日については、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内としなければならない。</p> <p>(2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等のため、工事を全面的に一時中止している期間</p> <p>(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーターその他の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間</p> <p>(4) 監督員との出来形確認に係る協議が終了してから工事検査日までの、工事現場が実質的に稼働していない期間で、受注者からの申出を発注者が承諾した場合。ただし、工事検査及び臨機の対応等を行う日を除く。</p> <p>(5) 工事完成後、検査が終了し（ただし、発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間</p> <p>現行なし</p>